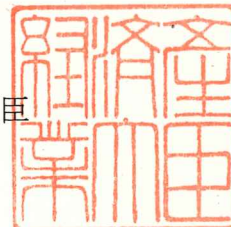


経済産業省

20180823 中第 1 号
平成 30 年 9 月 4 日

貴団体代表者 殿

経済産業大臣



平成 30 年度「自殺予防週間」における取組の要請

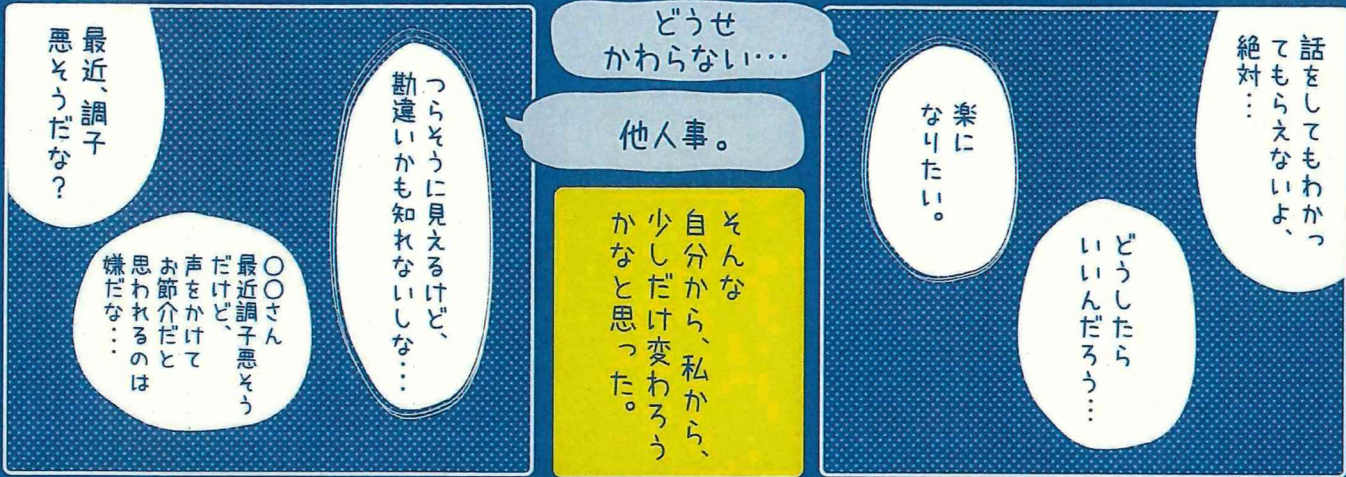
平成 28 年 4 月 1 日に施行された自殺対策基本法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 11 号）において、自殺予防週間を 9 月 10 日から 9 月 16 日までとし、国及び地方公共団体は、啓発活動を広く展開するものと新たに規定されました。また、新たな自殺対策大綱（平成 29 年 7 月 25 日閣議決定）には、国、地方公共団体及び民間団体等が連携して啓発活動を推進し、あわせて、啓発活動によって援助を求めるに至った悩みを抱えた人が必要な支援を受けられるよう、支援策を重点的に実施することと定められています。

このため、平成 30 年度の自殺予防週間においては、国、地方公共団体、関係団体及び民間団体等が中心となり、自殺対策の啓発事業等に協力・賛同していただける団体（協賛団体）と一体となって集中的に啓発事業及び支援策を実施します。

つきましては、貴団体におかれましても、「自殺予防週間」を迎えるに当たって、以下の点について、会員企業への周知の御協力をお願いいたします。

また、自殺対策は一人一人の問題意識が非常に重要であるため、貴団体及び会員企業の職員の方々にも、本週間と自殺対策関係の相談窓口について、周知がなされるようお取り計らいのほど、よろしくをお願いいたします。

- 本年度の「自殺対策強化月間」（別添 1）
- 各種相談窓口（自殺対策関係の相談窓口及び主要商工会議所や各商工会連合会、当省で取り組んでいる中小企業者の経営上の相談窓口）（別添 2）



ほんの少しの**勇氣と行動**が 世界を**やさしく**する



平成30年度 **自殺予防週間 9月10日(月)-9月16日(日)**

<p>こころの健康相談 統一ダイヤル</p> <p>おこなおう まもろうよ こころ</p> <p>☎ 0570-064-556</p> <p><small>相談対応日・時間は都道府県によって異なります。</small></p>	<p>支援情報 検索サイト</p> <p>http://shienjoho.go.jp/</p> <p><small>電話、メール、SNSなど様々な方法の相談窓口をご紹介します。</small></p>
<p>24時間対応 よりそい ホットライン</p> <p>フリーダイヤル つなぐ ささえる</p> <p>☎ 0120-279-338</p> <p><small>岩手県・宮城県・福島県内からおかけの方 ガイダンスで専門的な対応もできます。(別途料金)</small></p> <p>フリーダイヤル つなぐ ささえる</p> <p>☎ 0120-279-226</p>	<p>FAXでの相談の方</p> <p>FAX 03-3868-3811</p> <p>IP電話及びLINE OUT からおかけの方 050-3655-0279</p>

SNS相談事業(平成30年上半期)の実施団体については、厚生労働省ホームページで確認できます。

厚生労働省 SNS相談 検索 いのち支える 厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

みんなで取り組もう **「いのち支えるゲートキーパー」**

ゲートキーパーの役割

- ①変化に気づく
- ②じっくりと耳を傾ける
- ③支援先につなげる
- ④温かく見守る

各種相談窓口について

1. 自殺対策関係の相談窓口（一例）

○「こころの健康相談統一ダイヤル」（厚生労働省）

全国共通の電話番号（0570-064-556）に電話すれば、電話をかけた所在地の都道府県・政令指定都市（*）が実施している「心の健康電話相談」等の公的な相談機関に接続されます。

*設定されている都道府県・政令指定都市（平成26年11月現在）

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、札幌市、さいたま市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、熊本市

※相談対応をしている曜日・時間などの詳細は、下記URLを御参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000117743.html>

○「いのち支える相談窓口一覧（都道府県・政令指定都市別の相談窓口一覧）」

（相談窓口の紹介サイト）（独立行政法人国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 自殺予防総合対策センター）

<http://jssc.ncnp.go.jp/soudan.php>

2. 中小企業者の経営上の相談窓口（一例）

○「経営安定特別相談室」（主要商工会議所、商工会連合会）【資料1】

全国主要商工会議所、各都道府県の商工会連合会に設置されている「経営安定特別相談室」（全国245カ所）では、経営難に直面している中小企業者の方に対して経営立て直しのための無料相談を行っています。

○「中小企業電話相談ナビダイヤル」（中小企業庁）【資料2】

全国どこからでも一つの電話番号（0570-064-350）で最寄りの経済産業局につながり、どこに相談したらよいか困っている方から幅広く相談を受け付けます。

※受付時間： 平日 9:00～17:30（通話料がかかります。）